

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、その業務の実施に当たっては、個人の権利および利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。

期間が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 受託者は、その業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、その業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 受託者は、委託者の指示または承認があるときを除き、その業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、その業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、委託者の承認があるときを除き、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、その業務を処理するため委託者から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、または引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(実地調査)

第9 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がその業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 受託者は、ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。